

当日の会議について、議案は公表前の事項であり、協議事項及び報告事項は6月市議会定例会に上程する議案及び報告する事項であるため、非公開としたが、6月市議会定例会での審議が終了したため、会議録を公開する。

## 令和元年沼津市教育委員会第2回定例会 会議録

1 日 時 令和元年6月4日（火） 午後3時00分～午後4時25分

2 場 所 沼津市役所 水道部庁舎3階会議室

### 3 日 程

(1) 開会

(2) 会議録署名人の指名（三好委員 土屋委員）

(3) 議案

議第19号 沼津市社会教育委員の委嘱について

(4) 協議

協議第7号 沼津市図書館条例の一部改正について

協議第8号 沼津市若山牧水記念館条例の一部改正について

協議第9号 沼津市庄司美術館条例の一部改正について

協議第10号 沼津市民文化センター条例の一部改正について

協議第11号 沼津市青少年教育センター条例の一部改正について

協議第12号 沼津市ゆめとびら舟山条例の一部改正について

協議第13号 沼津市民体育館条例の一部改正について

協議第14号 沼津勤労者体育センター条例の一部改正について

協議第15号 沼津市営野球場条例の一部改正について

協議第16号 沼津市屋外運動場夜間照明施設使用条例の一部改正について

協議第17号 沼津市香陵武道場条例の一部改正について

協議第18号 沼津市戸田B&G海洋センター条例の一部改正について

協議第19号 沼津市戸田テニスコート条例の一部改正について

協議第20号 工事請負契約の締結について

（重要文化財松城家住宅保存修理（第Ⅱ期）工事その2）

協議第21号 沼津市立幼稚園保育料徴収条例の廃止について

(5) 報告

1) 沼津市戸田造船郷土資料博物館開館50周年記念事業について

2) （都）沼津南一色線道路設計等に関する基本計画について

3) 新屋内温水プール基本構想策定事業について

(6) その他

### 4 出席者等

教育長 奥村篤、教育長職務代理者 川口浩史、委員 三好勝晴、委員 土屋葉子、  
委員 重光純、教育次長 芹澤一男、学校教育課長 遠藤宗男、教育企画課長 金子昭人、

子育て支援課長 矢田隆之、図書館事務長 勝又恵三、  
スポーツ振興課長兼副参事（新市民体育館建設準備担当）兼勤労者体育センター所長 山岡慶博、  
スポーツ振興課長補佐 山田よし子、生涯学習課長兼ゆめとびら舟山所長 高橋義久、  
文化振興課長 原将史、文化振興課長補佐 鶴田晴徳、調整担当 中澤芳子、  
教育企画課長補佐 後藤寿代、教育企画課指導主事 加納真、教育企画課主査 飯田彩美、  
教育企画課副主任 村松大輔、主事 重野友見

## 5 会議内容

### (1) 開会

奥村教育長が午後3時00分開会を宣言する。

奥村教育長

早いもので九州地方では梅雨入りの発表があった。先週、今週と沼津市内の小学校では運動会が行われているところが多かった。運動会は、体育の日あたりの10月に開催されていたが、この暑さによって小学校は5月頃に移行したところであったものの、もうこの時期に熱中症対策が必要なくらいである。入学して間もない1年生も運動会で一生懸命頑張っている、微笑ましい姿を見たところである。

### (2) 会議録署名人の指名

奥村教育長より、会議録署名人に三好委員、土屋委員を指名する。

奥村教育長より、本日の会議について、議案は公表前の事項であり、協議事項及び報告事項は6月市議会定例会に上程する議案及び報告する事項であるため、非公開とすることを委員に諮り、了承される。

教育長報告は、前回の会議から間もないことから、7月の定例会にて、6月・7月の報告を行うこととした。

議案に入る前に、奥村教育長より、5月28日に登校中の児童を狙った殺傷事件が起こったことを受け、その後に対応した子どもの安全対策について、学校教育課長から報告することとした。

学校教育課長

事件を受け、市教育委員会の対応内容について報告する。

市教育委員会として、事件発生当日、市立小中学校に対し、下校時の教職員による見守りをするを指示するとともに、帰りの会において、同じ方面に帰宅する児童生徒はまとまって帰ること、不審者等危険に遭遇したときなど緊急時には助けを求める「こどもかけこみ110番の家」に逃げ込むことなどを担任から話をするよう指示をした。

また、警察署には、市生活安心課とともに、日頃から行われているパトロールの強化を依頼した。

「こどもかけこみ110番の家」については、平成30年度は2,400軒の登録があるが、これを市内小中学生に周知するため、当初6月に配布予定であった啓発資料を前倒しで配布するという対応をとった。事件後も各学校においては引き続き各学校の実情に応じた見守りを継続しているところであるが、現在までのところ、目立った被害報告等はない。今後も、子どもたちの安全確保について、地域や警察署など関係機関との連携を強化しながら取り組んでいきたい。

報告は以上である。

奥村教育長

机上に「こどもかけこみ110番の家」の資料を配布しているが、生涯学習課長から補足説明は  
いかがか。

生涯学習課長

「こどもかけこみ110番の家」について、カラー版の資料は6月に配布予定であったが、市立  
小学校1年生から6年生の全ての児童に、5月29日、前倒しで配布を行った。A4資料は、当  
初配布を予定していなかった中学生に対し、5月31日に配布したものである。

奥村教育長

教育委員から何か御意見、御質問等いかがか。

三好委員

「こどもかけこみ100番の家」について、看板が年数を経て古くなっている家がある。去年、  
そのことについて意見をさせていただいたが、見直しをしたのだろうか。

生涯学習課長

御意見をいただいて、「青少年を健やかに育てる会」とPTAには確認の依頼を行った。登録  
されている家は、自薦ではなく、PTAや地域などからお願いされて受けている。確認を行う  
中で「家の事情で受けられなくなったので返還する」「昼間に不在になるのでできなくなった」  
といった申し出も受けているので、ある程度更新ができたと考えている。

奥村教育長

この資料を配布するに当たり、自分の通学路の途中にはどこに「こどもかけこみ110番の家」  
があるのかということを確認するよう学校でも指導するようにと指示したところである。今回  
の事件では、現場にその学校の先生がいて、保護者もいて、人目も多い場所であった。これま  
では人目につかない、死角になるような場所で狙われることも多かったが、そうではない事件  
であった。「自分の命は自分で守る」という考え方がまずは基本にあって、私も昨年までは学校  
で、危機回避能力を培うということで、自分で考え、自分で判断して行動するという力を身に  
着けることが大事ではないかとして、避難訓練や朝礼での講話などで触れるなどしてきた。校  
長会などでも引き続き話題としていきたい。

本件については、以上とする。

#### <議案>

奥村教育長 日程(3)議案に入る。

議第19号 沼津市社会教育委員の委嘱について

<現在の沼津市社会教育委員の任期満了に伴い、社会教育法に基づき、委員を委嘱す  
るもの。>

(生涯学習課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 本件に対するご質問、ご意見等いかがか。

三好委員 社会教育委員の会議は、どのくらいの頻度で開催されているのか。

生涯学習課長 月1回の開催に加え、諮問に対する答申の際はそれ以上に集まっている。

奥村教育長 そのほかいかがか。ご意見も尽きたようなのでお諮りする。

- 議第19号 沼津市社会教育委員の委嘱について、原案のとおり可決するという  
 ことでよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。議第19号について、原案どおり可決することに決する。
- <協議>
- 奥村教育長 日程（4）協議事項について、協議第7号から協議第19号までの13件について、改正内容が同一理由によるもののため、一括での説明及び審議としてよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 それでは一括議案として、事務局から説明する。

協議第7号から協議第19号まで

<消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、教育委員会所管施設の使用料等を改定するため、条例を一部改正するもの。>  
 （教育次長 資料に基づき説明）

- 奥村教育長 説明が終わったが、本件に対する御質問、御意見等はいかがか。  
 案件が多いので、時間を少し取り、見ていただきたい。
- 土屋委員 ここに協議されていない条例は、改正なしということか。
- 教育次長 そのとおりである。
- 土屋委員 協議第11号の沼津市青少年教育センター条例について、使用料がAとBとあるが、これは何の違いによるものか。
- 生涯学習課長 使用料Aは、教育的活動を目的として使用する場合で、使用料Bは、それ以外の目的による使用の場合である。
- 奥村教育長 目的による違いということである。  
 そのほかいかがか。
- 重光委員 現行の使用料は、8%の消費税相当分が加算されているということは、5%から8%に改正となったときに100分の105で除し、100分の108で乗じた額ということになる。今回は、協議第9号では、現行2,000円が改正で2,090円となり、協議第19号では、現行2,050円が改正で2,090円となり、上げ幅が違うが、平成26年度の改正前の金額に基づいて算出したということか。
- 文化振興課長・スポーツ振興課長 重光委員の指摘のとおりである。
- 三好委員 消費税は、どのように納税されているのか。使用料が上げられ、その上げられた分はどのようになるのか。
- 教育次長 市に対して消費税を納税するという事ではない。
- 三好委員 市民の感覚として、市に対して納税するようなイメージになる。
- 教育次長 使用料と手数料は、施設を使用する特定の方の受益に対し、市が支弁する経費の一部を公平に負担していただくというものである。施設を維持管理する経費として、市は消費税を含めて支払いをしている。
- 三好委員 要は、管理していくに当たり、実際に修繕したり物品を購入したりするとき  
 に支払う金額に消費税が含まれると。だから、消費税が上がれば、使用料な

どにそれを反映させるということか。施設は市の物なのに、消費税が反映される理由がよくわからなかった。了解した。これら条例が改正された後、料金が改定になったということは、ホームページなどで公表するのか。施設の入り口に掲示するなど、どのようにしていくつもりであるか。

スポーツ振興課長 議決後、体育館等施設の入り口などの利用者の目立つところなどに、10月1日から利用料が改定になる旨のお知らせをする予定である。そのほか、ホームページなどでもお知らせをしていく。

三好委員 各課のホームページや施設の掲示などで行うということか。了解した。

奥村教育長 その他、いかがか。

御意見も尽きたようなのでお諮りする。協議第7号から協議第19号までについて、原案のとおり6月市議会の議案として提案するが、いかがか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。

それでは、協議第7号から協議第19号までについて、原案のとおり6月市議会の議案として提案することに決する。

#### 協議第20号 工事請負契約の締結について

<重要文化財松城家住宅保存修理工事（組立工事）に関し、工事請負契約を締結するもの。>

（文化振興課長 資料に基づき説明）

奥村教育長 説明が終わったが、本件に対する御質問、御意見等はいかがか。

全部で5つに分かれる工事の4つ目の工事である。

三好委員 今までも同じ事業者が工事を請け負っているのか。

文化振興課長 その通りである。

三好委員 途中で他の事業者となったとしても、よくわからないのではないか。

文化振興課長 施工について、文化庁からの指示として、こういった工事に精通した工事監督者が必要であること、そういった工事監督者のもとで工事を行った実績のある事業者であることという制限を設けた上で、一般競争入札を行ったところ、結果として、当初以降、この1社のみのお札であった。

三好委員 文化庁からの指導があるということか。

文化振興課長 先ほどの説明のとおり、こういった工事に精通した工事監督者の下で工事をした実績があること、国が認める研修を実施したことという制限があり、また地域的なことなどもあり、結果的にお札したものが1社であったということである。

三好委員 特殊な工事であると思う。

奥村教育長 先日視察したが、工事の経過も大変興味深かった。説明を受けたが、専門的なことを大変わかりやすく、もう一度聞いてみたい、見てみたいと思った。そのほかいかがか。

御意見も尽きたようなのでお諮りする。協議第20号について、原案のとおり6月市議会の議案として提案するが、いかがか。

各委員 異議なし。  
奥村教育長 異議なしと認める。  
それでは、協議第20号について、原案のとおり6月市議会の議案として提案することに決する。  
奥村教育長 続いて、本日配布した協議第21号については、急きよ6月市議会への上程を行うこととなったので、追加して協議事項とする。

協議第21号 沼津市立幼稚園保育料徴収条例の廃止について

＜幼児教育無償化に伴い、市立幼稚園における保育料の徴収が行われないこととなることから、保育料の徴収について定める本条例を廃止するもの。＞

(子育て支援課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わったが、本件に対する御質問、御意見等はいかがか。  
重光委員 確認であるが、これは本年10月1日からは徴収しないということであり、それまでに発生した支払義務が消えるわけではないということでしょうか。未払いがあった場合は、10月以降も徴収するというのでしょうか。  
子育て支援課長 その通りである。  
三好委員 国の幼児教育無償化によるものということだが、今後国の方針がそのままであるかはわからない。ここで条例を廃止ではなく、選択として、無償化をするという一部改正の可能性はないのか。この条例は、保育料徴収についてのみの規定で、ほかのことが規定されていないのか。  
子育て支援課長 条例のつくりによって、改正、廃止といったいろいろな手法が考えられる。こちらの条例は、保育料徴収に関する規定のみとなっていることから、ほかの規定があれば一部改正という手法をとるが、この場合は廃止とした。もし国の方針転換により保育料を徴収する制度が復活したときは、その制度に合わせる形で条例を制定するという事となる。  
奥村教育長 そのほかはいかがか。  
御意見も尽きたようなのでお諮りする。協議第21号について、原案のとおり6月市議会の議案として提案することとするが、いかがか。  
各委員 異議なし。  
奥村教育長 異議なしと認める。  
それでは、協議第21号について、原案のとおり6月市議会の議案として提案することに決する。

＜報告＞

奥村教育長 それでは、日程（5）報告事項である。

1) 沼津市戸田造船郷土資料博物館開館50周年記念事業について

＜7月20日（土）に沼津市戸田造船郷土資料博物館開館50周年記念事業を開催すること及びこれに関連した企画展と企画展図録の刊行について。＞

(文化振興課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わったが、本件に対するご質問、ご意見等はいかがか。

川口委員 式典に富士市の方が来場する予定であるのは、どんな理由があるのか。

文化振興課長 ロシア軍艦ディアナ号が沈没した際、富士市のほうでもお世話になったもよう  
で、関係が深いと聞いている。実際、富士市にはディアナ号の錨の展示がある。また、富士、下田は、沼津ともにロシアと交流を深めてきた経緯もあり、今回、式典にお招きをした。

奥村教育長 ディアナ号は、下田から戸田に向かう途中に嵐に遭い、原近辺にて沈没して  
しまった。

川口委員 原で沈没と聞いていたので、近いから富士市も関係があるのかと思った。

奥村教育長 ディアナ号の錨は、展示されている。

川口委員 せっかく充実した展示を行っているのだから、どのように宣伝、周知をして  
いこうと考えているのか。

文化振興課長 博物館は、土日も含めて開館している。また、戸田の特徴として観光の要素  
と絡めて、また海水浴や宿泊などで来られた方に周知を行っている。また、  
こうした企画展は、戸田でなかなか開催したことがなかった。50周年を記念  
してということ、博物館の収蔵品を掲載した、こうした図録も刊行したこ  
とがなかったことから、ホームページなどでも周知をして、博物館の顕在化を  
図っていきたい。

川口委員 子どもたちと一緒にいくと楽しそうだと思う。多くの方に来ていただけるよ  
うに考えてほしい。

土屋委員 NHK－BSでヘダ号のことを取り上げた番組が放映されていた。とても良  
い番組であったが、そのことを沼津市民が知らない、観ていないかもしれな  
いと思った。先ほど話のあった富士市との関係性もわかりやすく、とても  
いい番組であった。市民にもっと周知できたらよいと思う。また、(50周年記念  
事業も)とても意味のある事業であると思うので、成功するといい。

文化振興課長 その番組は、この3月にNHK－BSで放映され、その後BS－Worldとし  
て海外向けの番組でも放映された。戸田地区在住の方は多くご覧になったの  
ではないかと思う。それが全市的に周知されたかというところには疑問があ  
る。戸田とロシアとの交流は、日本の造船技術の礎となったということもあ  
るので、そのことをいろんな機会を捉えて周知したい。

三好委員 式典などは報道投げ込みをするのか。

文化振興課長 報道には、式典の開催案内をすること、企画展の開催などもお知らせする。

奥村教育長 先日、沼津ユネスコ協会の総会で、学芸員がディアナ号に関する講演を行っ  
たが、「戸田も沼津であるのだから、沼津としてユネスコの世界遺産登録の運  
動をしてもいい。それくらい誇れる遺産である。」という感想を伺った。沼津  
市民全体の遺産として大事にしていきたい。

文化振興課長 もう一つの情報として、まだ確定ではないが、「ふね遺産」を公益社団法人日  
本船舶海洋工学会が認定しているものがあり、今年で3回目となる。1回目  
には、日本丸などが認定されている。昨年度末、教育長名で学会にふね遺産  
の認定申請をしている。認定がなされれば、この式典の時期辺りになるので

式典で紹介したいと思う。博物館の価値、ヘダ号にまつわる歴史に、またひとつ新たなものが加わることとなるのではと思う。

奥村教育長 ほかにかが。7月20日、ぜひ式典においでいただきたい。  
本件は報告を受けたということでご了承願う。

2) (都) 沼津南一色線道路設計等に関する基本計画について

＜平成29年12月に示された整備方針に基づき、具体的な設計に必要な基本理念、設計の基本条件等の基本計画を策定した。これを6月市議会に報告し、公表することについて。＞  
(文化振興課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 平成27年度から工事を中断し、道路と古墳の両立に関する協議会を開催して協議を行ってきたところである。本件に対し御質問、御意見等はいかがか。

三好委員 古墳の上の道路の通過は、橋梁と、地下を通過する方法とであるのか。

文化振興課長 西側が北進するルート2車線でトンネル、南進するルート2車線は橋梁となる。橋梁の設計のデザインは、橋脚などが古墳を毀損しないようなかたちとして案を募集する。

三好委員 地下をだいぶ深く掘ることになるのではないか。

奥村教育長 古墳の下を通ることとなる。

文化振興課長 全体的に勾配がつくこととなる。

三好委員 通学路の安全性といった心配はどうか。

文化振興課長 通学路についても、既存の道路、新たな道路を考慮しながら検討している。

奥村教育長 通学路の安全性も確保するということである。  
そのほかにかが。  
ないようなので、本件は報告を受けたということでご了承願う。

3) 新屋内温水プール基本構想策定事業について

＜市生活環境部で事業を進めている新中間処理施設整備事業に併せ、新屋内温水プールの整備について、検討中であることの報告について。＞  
(スポーツ振興課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わったが、本件に対する御質問、御意見等はいかがか。

重光委員 もともと、ごみ焼却施設があり、そこから出るエネルギーを利用して温水プールを運営していたということであるが、今もまだ同じようにしていくことが合理的であるということなのか。ほかにも設備を作って、有効なエネルギーの使い方がありうるのか。40年前の技術で温水プールを作って運用していたが、温水プール以外のエネルギーの活用方法や、温水プールを作るなら太陽光発電などほかの手法という可能性も検討しているのかどうか。

スポーツ振興課長 新中間処理施設については、温水プールの熱源のほかにも、かなりの熱量があるので、売電を検討していると聞いている。温水プールの熱源は、深夜電力やガスなども検討しているが、ランニングコストの面から言うと、新中間処理施設の余熱を利用することが一番効率的であると考えている。温水プ



- ールのあり方も含めて、今後基本構想を策定していく。
- 奥村教育長 重光委員の言うように40年前の技術と比べてもかなりの技術の進歩がある。同じようにエネルギーの活用についても40年前と違うであろうということである。売電も行うということである。
- 土屋委員 市の温水プールは、新中間処理施設整備に当たってどれくらい使用できない期間があるのだろうか。
- スポーツ振興課長 具体的にはまだ決まっていない。教育委員会としては、市民の健康増進、体力づくりの場として、できる限りその不在期間を短くしたいと考える。
- 三好委員 プールのありようについて、新市民体育館建設に併せて検討もしたが、場所の制約等もあった。基本構想を策定するに当たり、具体的な施設の内容を盛り込むのか。盛り込むとして、利用者の声を大きく反映させるということをしてほしい。こういう施設があったらよいという声をよく聴いてほしい。
- スポーツ振興課長 基本構想を策定するに当たり、必要な機能について盛り込む予定である。利用者の声は、昨年度も行ったが、今年もアンケートをとって、反映させていきたい。
- 三好委員 パブリックコメントを行うと思うが、その時点では市民の意見が反映されにくい。今利用している人に意見を聴いてほしい。
- 奥村教育長 貴重な御意見をいただいた。夏頃に利用者アンケートを行うなどし、秋の策定委員会に反映させていく流れとなる。  
そのほかいかがか。  
本件は、報告を受けたということでご了承願う。

<その他>

- 奥村教育長 日程（6）その他、何かあるか。  
ないようなので、以上をもって本日の定例会を終了する。

午後4時25分 閉会